

原議保存期間	5年(平成32年3月31日まで)
有効期間	一種(平成32年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長  
 警視庁交通部長 殿  
 各道府県警察(方面)本部長  
 (参考送付先)  
 警察大学校交通教養部長

警察庁丁規発第83号、丁交企発第190号  
 丁運発第167号  
 平成26年11月20日  
 警察庁交通局交通規制課長  
 警察庁交通局交通企画課長  
 警察庁交通局運転免許課長

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う交通警察の対応について(通達)

本年5月21日に公布された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」(平成26年法律第41号。以下「改正法」という。別添1)は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」(平成26年政令第355号)により、本日から施行されることとなった。

また、改正法により、地域公共交通総合連携計画が地域公共交通網形成計画に改められるとともに、乗継円滑化事業が廃止され、地域公共交通再編事業が新設されること等に伴い、その一部が変更された「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」(平成26年総務省・国土交通省告示第1号。以下「基本方針」という。別添2)が、本日告示され、本日から適用されることとなった。

改正法による改正後の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(平成19年法律第59号。以下「法」という。)の規定に基づき、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関して組織される協議会に参画するなど交通警察として対応すべき事務があるところ、改正法及び基本方針の施行等に伴う運用上の留意事項等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、改正法の施行と併せて施行されることとなった「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、乗継円滑化実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の一部を改正する命令」(平成26年内閣府令・国土交通省令第5号)に関する運用上の留意事項等については、別途発出する「「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、乗継円滑化実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の一部を改正する命令」の施行に伴う運用上の留意事項等について(通達)」(平成26年11月20日付け警察庁丁規発第84号。以下「共同命令通達」という。)を参照されたい。

また、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の施行に伴う交通警察の対応について」(平成19年9月26日付け警察庁丁規発第66号)は廃止する。

なお、本通達については、国土交通省と協議済みである。

## 1 地域公共交通網形成計画（法第5条及び第6条関係）

### (1) 概要

地方公共団体は、基本方針に基づき、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通網形成計画」という。）を作成することができ（法第5条第1項）その作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができることとされている（法第6条第1項）。

地方公共団体は、地域公共交通網形成計画を作成又は変更しようとするときは、これに定めようとする法第5条第2項第4号に掲げる事項（地域公共交通網形成計画の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項）について、

- ・ 協議会が組織されている場合には協議会における協議
- ・ 協議会が組織されていない場合には関係する公安委員会との協議

をしなければならないこととされている（法第5条第7項及び第10項）。

なお、作成又は変更された地域公共交通網形成計画は、公表されるとともに、関係する公安委員会に送付されることとされている（法第5条第8項及び第10項）。

### (2) 対応方針

高齢化の進展に伴い、自家用自動車を運転できない高齢者等の移動手段としての公共交通の重要性が増大しているところ、持続可能な地域公共交通網の形成は、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するだけでなく、運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備や運転に不安を有する高齢者等の移動手段の選択肢の拡大につながり、交通事故の防止にも寄与するものと考えられる。

このため、地域公共交通網形成計画の内容が、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、道路の交通に起因する障害を防止するという道路交通法（昭和35年法律第105号）の目的に照らして、ふさわしくないものとならないよう留意する一方で、交通警察としても、持続可能な地域公共交通網の形成に資するよう、次のとおり適切に対応すること。

なお、作成又は変更された地域公共交通網形成計画は、地方公共団体から公安委員会宛てに送付されることから、確実に受領すること。

#### ア 協議会が組織される場合

基本方針において、協議会は、地域公共交通に関わる多様な主体が、その最適かつ持続可能な在り方について総合的に検討、合意形成を行い、その合意がなされた取組を実施するために、各主体間の意見調整を図る場であり、地域の関係者が一体となって持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進する上での中心的な役割を担うものであることから、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する協議に当たっては、可能な限り協議会を活用することが望ましいとされている。

地域公共交通に関わる多様な主体が参画する協議会は、交通管理上必要な意見を述べるのに有効な場であるとともに、交通事故情勢について周知し、各種交通

事故防止にも寄与する地域公共交通網が形成されるよう働き掛ける上でも有効な場であると考えられる。

このため、地方公共団体から関係する公安委員会宛てに協議会の構成員として必要と認める旨の通知がなされた場合、特段の支障がない限り、積極的に協議会に参画し、そこでの協議に応ずるようにすること。

協議会における協議では、多様な構成員から公共車両優先システム(PTPS)の整備やいわゆるデマンドバス等に係る停留所における道路交通法第46条の規定による駐(停)車可の交通規制を始め、公安委員会の権限に係る諸施策等についての各種提案がなされることが予想されるところ、法の趣旨をできる限り尊重しつつ、交通管理上必要な意見を述べること。

また、高齢運転者による交通事故発生状況について情報提供を行ったり、地域公共交通網の活用による運転免許返納者や運転に不安を有する高齢者等への支援の必要性について説明を行ったりするなど、高齢者等の交通事故防止の観点からも必要な意見を述べること。

なお、改正法により、協議会では、地域公共交通網形成計画の作成のみならず、その実施についても協議を行うことができることとされた点に留意すること。

また、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員に、その協議の結果の尊重義務が課される点に留意すること。

#### イ 協議会が組織されない場合

地方公共団体からの地域公共交通網形成計画の作成又は変更に係る協議に際しては、真摯に対応し、法の趣旨をできる限り尊重しつつ、交通管理上必要な意見を述べ、当該地方公共団体との意見の調整を図ること。この際、高齢者等の交通事故防止の観点からも必要な意見を述べること。

## 2 地域公共交通網形成計画に即して事業を実施するための計画(法第8条、第13条、第14条、第27条の2及び第27条の3関係)

### (1) 概要

地域公共交通網形成計画に、

- ・ 法第2条第6号に規定する軌道運送高度化事業
- ・ 法第2条第7号に規定する道路運送高度化事業
- ・ 法第2条第11号に規定する地域公共交通再編事業

に関する事項が定められたとき、

- ・ 軌道運送高度化事業を実施しようとする者
- ・ 道路運送高度化事業を実施しようとする者
- ・ 地域公共交通再編事業に関する事項が定められた地域公共交通網形成計画を作成した地方公共団体

は、それぞれ当該地域公共交通網形成計画に即して当該事業を実施するための計画(以下「実施計画」という。)を作成するものとされており(法第8条第1項、第13条第1項及び第27条の2第1項)実施計画を作成又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係する公安委員会の意見を聴かなければならないこととされている(法第8条第3項及び第6項、第13条第3項及び第6項並びに第27条の2第4項及び第6項)。

なお、作成又は変更された実施計画は、関係する公安委員会に送付されることとされている（法第8条第5項及び第6項、第13条第5項及び第6項並びに第27条の2第5項及び第6項）。

また、

- ・ 道路運送高度化事業を実施しようとする者
- ・ 地域公共交通再編事業に関する事項が定められた地域公共交通網形成計画を作成した地方公共団体

は、国土交通大臣に対し、実施計画が持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができることとされており（法第14条第1項及び第27条の3第1項）国土交通大臣は、当該実施計画の認定をしようとするときは、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する公安委員会に意見を聴くものとされている（法第14条第4項及び第27条の3第4項）。

なお、実施計画について、国土交通大臣の認定を受けたときは、軌道法、道路運送法等の特例が認められることとなる。

## (2) 対応方針

事業者又は地方公共団体からの実施計画の作成又は変更に係る意見聴取に際しては、真摯に対応し、法の趣旨をできる限り尊重しつつ、適宜の方法により、交通管理上必要な意見を述べること。この際、高齢者等の交通事故防止の観点からも高齢者等の移動手段としての公共交通の重要性が増大していることも踏まえ、必要な意見を述べること。

また、基本方針において、道路運送高度化事業については、バス事業の高度化と併せて、道路管理者、公安委員会等が講ずる道路交通の円滑化に資する措置が行われることが必要であり、また、連接バスの導入に当たっては、通常車両の場合と比べ、より多くの手続を要し、地方公共団体、国、道路管理者、公安委員会等の連携及び協力を得ることが円滑な導入に不可欠であることから、協議会等において、特にこれらの関係者と緊密な協議を行う必要がある旨が明記されていることに留意すること。

なお、作成又は変更された実施計画は、事業者又は地方公共団体から公安委員会宛てに送付されることから、確実に受領すること。

実施計画の認定に係る公安委員会の意見の聴取に関する手続については、共同命令通達を参照の上、適切に対応すること。

## 3 新地域旅客運送事業計画（法第30条関係）

### (1) 概要

法第2条第13号に規定する新地域旅客運送事業を実施しようとする者は、当該事業についての計画（以下「新地域旅客運送事業計画」という。）を作成し、これを国土交通大臣に提出して、その新地域旅客運送事業計画が持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができることとされており（法第30条第1項）国土交通大臣は、新地域旅客運送事業計画の認定をしようとするときは、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する公安委員会に意見を聴くものと

されている（法第30条第5項）。

なお、新地域旅客運送事業計画について、国土交通大臣の認定を受けたときは、鉄道事業法等の特例が認められることとなる。

(2) 対応方針

新地域旅客運送事業計画の認定に係る公安委員会の意見の聴取に関する手続については、共同命令通達を参照の上、適切に対応すること。

別添 1 及び 2 は省略。